

地方独立行政法人  
宮城県立こども病院中期目標  
(平成30年度～平成33年度)

平成29年11月

宮 城 県

## 地方独立行政法人宮城県立こども病院中期目標

### 目 次

前文	1
第1 中期目標の期間	1
第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標	2
1 診療事業及び福祉事業	
2 成育支援・療育支援事業	
3 臨床研究事業	
4 教育研修事業	
5 災害時等における活動	
第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標	6
1 効率的な業務運営体制の確立	
2 業務運営の見直し及び効率化による収支改善	
第4 財務内容の改善に関する目標	7
第5 その他業務運営に関する重要目標	7
1 人事に関する計画	
2 職員の就労環境の整備	
3 医療機器・施設整備に関する事項	

## 前文

宮城県立こども病院（以下「こども病院」という。）は、「すべての子どもにいのちの輝きを」を基本理念とする県の総合的な小児医療システムの中で、「小児専門医療の核」と位置付けられ、周産期・小児医療分野における高度医療を集約的に提供するとともに、県全体の小児医療水準の向上を図るために平成15年11月に開院し、平成18年4月から地方独立行政法人に移行した。また、急性期から慢性期に至るまでの高度な医療・療育サービスの提供を目指し、平成27年4月に県立県営の医療型障害児入所施設であった宮城県拓桃医療療育センター（以下「拓桃」という。）を統合し、平成28年3月には、拓桃がこども病院に移転し、新たな形での運営が開始された。

平成26年度から平成29年度までの第3期中期目標期間においては、拓桃との統合、急速に進む少子高齢化や医療技術の進歩、県民の医療ニーズの変化などの影響を受け、数年来で経常収支が赤字となった。また、開院後15年が経過し、今後、大規模な施設・設備の更新が必要になることから、ますます厳しい経営状況となることが予想される。

このため、第4期中期目標において、地方独立行政法人宮城県立こども病院（以下「法人」という。）は、地域医療構想や新公立病院改革ガイドラインを踏まえ、安定した診療体制の構築に努めるとともに、県内の医療・福祉・教育機関などとの役割分担及び連携の一層の強化を図ることにより、その機能を十分に発揮し、県内外の医療・療育のニーズに的確に対応していく必要がある。

また、法人が、その担う使命及び理念を持続的に実現していくためには、事業収支の改善を図ることが不可欠であることから、他の小児病院等との比較を行いながら経営分析や定量的目標の策定を行い、地方独立行政法人としての自主性・自律性を生かして、効率的な業務運営体制の確立に取り組むことが必要である。

## 第1 中期目標の期間

平成30年4月1日から平成34年3月31日までの4年間とする。

## 第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標

### 1 診療事業及び福祉事業

診療事業及び福祉事業については、県の周産期・小児医療、療育に関する施策及び県民のニーズの変化を踏まえつつ、成育医療と療育の理念に基づく高度で専門的な医療・療育並びに患者及びその家族の視点に立った医療・療育を集約的に提供し、患者が安全で質の高い医療・療育を安心して受けることのできる体制の構築に取り組むこと。

なお、他の小児病院等や過年度実績との比較を行い、病院全体又は診療科毎に定量的目標を策定し、目標達成に向けて的確な業務の遂行にあたること。

#### (1) 質の高い医療・療育の提供

診療体制の維持・充実や施設認定の新規取得等、高度で専門的な医療・療育に取り組み、周産期・小児医療、療育水準の向上に努め、政策医療を適切に実施するとともに、医療型障害児入所施設としての責務を果たし、総合的な療育プログラムの実践等、高度な療育サービスの提供に取り組むこと。

医療の標準化を図るため、クリニカルパス<sup>1</sup>の活用を推進し、電子カルテ・クリニカルパス移行前と同水準まで適用率を上げること。また、退院サマリーについて、退院後、速やかな作成に努めること。

こども病院の特徴や強みについて、県内外の医療・療育機関等に対する情報発信の強化に努めるとともに、ICT<sup>2</sup>の活用等により、県内外の医療機関との病病・病診連携<sup>3</sup>や療育関係機関との連携を推進し、紹介率・逆紹介率の維持・向上及び登録医療機関・登録医の増加に努める

<sup>1</sup> クリニカルパス：特定の疾病又は疾患を持つ患者に対する入院指導、入院時オリエンテーション、検査、食事指導、安静度、理学療法、退院指導等が一連の流れとして、スケジュール表にまとめられたもの。これが作成されることによって医療スタッフの情報の共有化及び医療の安全性にもつながること。

<sup>2</sup> ICT：情報・通信に関連する技術一般の総称

<sup>3</sup> 病病・病診連携：核となる病院と地域の病院・診療所が行う連携。必要に応じ、患者を病院・診療所から専門医又は医療設備の充実した核となる病院に紹介し、高度な検査及び治療を提供する。快方に向かった患者は、元の病院・診療所で診療を継続する仕組み。

こと。

さらに、急性期を脱し、継続的な治療を必要とする患者のための、在宅での療養・療育への移行支援や小児リハビリテーションの十分な実施に取り組むこと。

救急医療については、県内外から小児三次救急医療<sup>4</sup>の患者を受け入れるとともに、仙台市小児科病院群輪番制事業への参画、一般当直体制の強化、病院救急車の活用等を通じて、地域において必要とされる周産期・小児の二次救急医療<sup>5</sup>の充実を図ること。

また、救急搬送受入の増加に努めるとともに、ICUの増床等について、費用対効果を分析し、具体的な検討を行うこと。

## (2) 患者・家族の視点に立った医療・療育の提供

医療従事者等による説明・相談体制を充実させ、環境整備に努める等、患者及びその家族が医療・療育の内容を理解し、治療の選択を自己決定できるようにするとともに、患者及びその家族の視点に立った医療・療育サービスを提供すること。

また、患者及びその家族のニーズを把握するため、患者満足度調査を定期的実施するほか、意見、要望等については速やかに対応し、その内容について適宜、分析・検討を行い、提供する医療・療育サービス内容の見直し及び向上を図ること。

さらには、主治医以外の専門医の意見を聞くことのできるセカンドオピニオン<sup>6</sup>の適切な対応に努めること。

## (3) 患者が安心できる医療・療育の提供

患者が安心して医療・療育を受けることができるようにするため、診療情報の提供や患者のプライバシー保護等、医療倫理の確立を図ること。

---

<sup>4</sup> 三次救急医療：重篤な患者に対する救急医療

<sup>5</sup> 二次救急医療：入院治療を要する重症の患者に対する救急医療

<sup>6</sup> セカンドオピニオン：患者本人の医療情報を得る過程で、診断を受けた医師と異なった医師の意見を求めること。

また、インシデントを予防するための体制整備や、インシデント事例の適正な分析等を行い、重大なインシデント（レベル 3b 以上）の縮減に向け、医療安全対策を推進すること。

さらには、院内ラウンド<sup>7</sup>の充実等、院内感染防止対策を推進すること。

## 2 成育支援・療育支援事業

成育支援・療育支援部門は、医療・療育部門と一体となって、患者及びその家族のQOL（生活の質）及びアメニティ（環境の快適性）の向上に努める等、こどもの成長・発達を支援すること。

インフォームド・コンセント<sup>8</sup>及びインフォームド・アセント<sup>9</sup>の際の支援に努めるとともに、検査・治療に対する不安を軽減するための心のケアをはじめ、療養生活などに関する様々な相談に積極的に対応する等、患者及びその家族の心理的援助及び経済的・社会的問題の解決・調整に努めること。

障害児とその家族が障害を理解し、受け入れられるよう、地域で生活していくための知識と技術の獲得の支援に努めることや短期入所、体調管理入院の積極的な受入れ等により、療養・療育支援を充実させること。

なお、より一層の充実が求められているため、定量的目標の策定及び評価に基づく改善に特に努めるとともに、実践内容を整理し、その効果的な活用を図ること。

<sup>7</sup> 院内ラウンド：医師，看護師，薬剤師，臨床検査技師等から構成される感染制御チームが行う，院内感染事例の把握及び院内感染防止対策の実施状況の把握・指導を行うための定期的な巡回

<sup>8</sup> インフォームド・コンセント：診療に当たって，医療側が，患者に対して診断結果に基づく病状，治療の内容，目的，危険性，成功の確率及び他の治療方法を説明し，患者の同意を得ること。患者の自己決定能力が前提となっており，未成年者等の場合には保護者へのインフォームド・コンセントも必要である。

<sup>9</sup> インフォームド・アセント：小児患者の治療に際して，自己決定能力があるとはみなされない子どもに対して，その理解力に応じて病名，検査・治療・処置等の内容を分かりやすく説明し，患者の了解を得ること。

### 3 臨床研究事業

臨床研究が活発に遂行され、計画的に推進されるよう、臨床研究推進室の体制等の充実に努め、質の高い治験を行うこと。

また、周産期・小児医療、療育水準の向上のため、東北大学との連携等を図り、科学的根拠となるデータ集積及びエビデンスの形成を行い、診療及び研究の成果を論文として発表するよう努めるとともに、その成果の臨床への導入を推進すること。

### 4 教育研修事業

教育研修事業については、東北大学病院等、他の臨床研修病院との連携及び法人が有する人的・物的資源を生かした研修プログラムを充実させることにより、後期研修医及び専門研修医<sup>10</sup>等の確保及び育成に積極的に取り組むこと。また、看護師、薬剤師、医療技術職員及び事務職員等の資質向上に資する取組を積極的に支援すること。

県内の医療・療育従事者に対する知識及び技術の普及に資するため、地域医療支援病院及び療育拠点施設としての地域医療研修会や療育支援研修会等、研修事業の充実に努めること。

### 5 災害時等における活動

災害、新型インフルエンザ等感染症<sup>11</sup>等公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、関係機関との連携の下、迅速かつ適切な対応を行うこと。また、災害等の発生に備えて、定期的に防災マニュアルや事業継続計画の見直しを行うとともに、防災訓練等に努めること。

---

<sup>10</sup> 後期研修医及び専門研修医：臨床研修修了後に専門的な知識及び技術を習得するための研修を受ける医師をいい、法人では医学部卒後3年目から5年目までの者を後期研修医、6年目以降の者を専門研修医としている。

<sup>11</sup> 新型インフルエンザ等感染症：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項に規定する感染性の疾病をいう。

### 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

#### 1 効率的な業務運営体制の確立

医療・療育環境の変化に的確かつ機動的に対応するため、組織体制の適切な構築等、医療・療育体制と経営管理体制の連携及び機能強化により業務運営の改善や効率化を推進し、業務運営体制の強化を図ること。

#### 2 業務運営の見直し及び効率化による収支改善

他の小児病院等との比較を通して、経営分析を行うとともに、各種指標を活用し、法人の業務全般について最適化を図り、診療収入等の増収及び経費の節減に取り組み、収支の改善を図ること。

##### (1) 医療資源の有効活用

病床利用率及び医療機器の稼働率の向上並びに診療報酬制度等に対応した体制の整備を図る等、法人が有する様々な人的・物的資源を有効に活用し、収支改善を行うこと。

特に、病床利用率の向上については、空床の有効活用や県外の患者を含む患者の増加に向けた具体的な行動計画を策定し、実行すること。

##### (2) 収益確保の取組

レセプトなどのデータ把握等により、新たな診療報酬の取得可能性やDPC<sup>12</sup>の係数向上等について検討するとともに、診療報酬制度改定や障害福祉サービス等報酬改定への対応を迅速に行い、事業収益を確保すること。

また、診療報酬等の請求漏れの防止並びに未収金発生の防止及び早期回収に努めること。

<sup>12</sup> DPC：包括医療費支払い制度方式（DPC）。DPCとは従来の診療行為ごとの点数をもとに計算する「出来高払い方式」とは異なり、入院期間中に治療した病気の中で最も医療資源を投入した一疾患のみに厚生労働省が定めた1日当たりの定額の点数からなる包括評価部分（入院基本料、検査、投薬、注射、画像診断等）と、従来どおりの出来高評価部分（手術、胃カメラ、リハビリ等）を組み合わせる方式



### (3) 業務運営コストの節減等

経費節減のため、医療材料・医薬品等の適切な管理を行うとともに、必要に応じて購入・管理方法の見直しを行うこと。

また、適正な職員配置及び業務委託の見直しを通じて、医業収益に占める人件費比率と委託費比率とを合計した率を抑制すること。

特に、人件費及び経費については、医業費用に占める割合も高く、経営に与える影響も大きいことから、定量的目標を策定し、目標達成に向けて的確な業務の遂行にあたること。

### (4) 財務分析の実施

会計処理を適切に行うとともに、医療情報システムや地方公営企業決算状況調査の調査結果等を活用して詳細な財務分析を行い、経営の効率化に努めること。

### (5) 外部評価の活用等

各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の結果や平成28年度に実施した包括外部監査の結果等を業務改善に反映させること。

## 第4 財務内容の改善に関する目標

「第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、平成32年度までに経常収支比率を100%以上とすること。

## 第5 その他業務運営に関する重要目標

### 1 人事に関する計画

県民のニーズに的確に対応しつつ業務運営の一層の効率化を図り、かつ、高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療・療育を提供するため、中長期的な視点の下、適切な人員を計画的に確保し、専門性の向上及び組織の活性化に配慮した人材の育成に努めること。

また、業務・業績に対するより適切な人事評価を含む人事制度の確立等により、職員のモチベーションを高めていくための取組を進めること。

## 2 職員の就労環境の整備

定期的に職員の満足度調査及びメンタルヘルスケアを実施する等、日常業務の質の向上を図ること。

職員のワークライフバランスを推進するため、多様な雇用形態を導入するとともに、職員のニーズに対応した院内保育所の運営に努め、職員が安心して働くことができる就労環境を整備すること。

## 3 医療機器・施設整備に関する事項

医療機器、医療情報システム及び施設の整備については、費用対効果、県民のニーズ、医療技術の進展等を総合的に勘案し、財源を含め投資計画を策定し、計画的な更新・整備を行うとともに、その効率的な活用を図ること。

特に、施設整備については、こども病院開院後、15年以上経過することから、10年以上の中長期的な大規模修繕を視野に入れた整備計画を策定し、計画的に実施すること。